

宮崎県立農業大学校公開講座実施要項

宮崎県立農業大学校

(趣旨)

第1 様々な分野での技術革新と宮崎県農業の融合の可能性を学ぶ宮崎県立農業大学校(以下「農大校」という。)の講座を県民に開放する「みやざきアグリビジネス創生塾」(以下「創生塾」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2 創生塾は、スマート農業やアグリビジネス等様々な分野での技術革新を積極的に取り入れた農業の進むべき姿を学ぶ農大校の正規の授業を、農大校の学生のみならず本県農業者、農業指導者等の生涯学習の場として開放することで、農大校の人材育成総合拠点としての機能を高めるとともに、農大校と地域社会との連携を深めることを目的とする。

(実施形態)

第3 創生塾は、農大校の各学科が教育上の目的を達成するため体系的に編成された授業科目を開放して実施する。

(受講生)

第4 創生塾の受講生は、あらかじめみやざきアグリビジネス創生塾募集要項(以下「募集要項」という。)により受講を申込んだ者とする。

(創生塾授業科目等)

第5 創生塾の対象となる授業科目は、スマート農業やアグリビジネス等先進的な技術を学ぶ講座・演習とする。

- 2 農大校の授業科目のうち、農大校の学生に対する教育上の目的を達成する必要性から開放することがふさわしくないとみなされるものは、創生塾の対象としない。
- 3 創生塾の受講生には、単位の認定は行わない。

(受講生の募集)

第6 創生塾の受講生の募集は、募集要項により行う。

- 2 農大校ホームページ(以下「HP」という。)・県庁HP等で募集を行い、講座毎に募集する定員を定め先着順で受講生を決定するが、定員を上回る希望者があった場合は農業関係者を優先する。

(受講料等)

第7 創生塾の講座に係る受講料は原則として徴収しないが、演習に必要な資材費や資格取得に必要な実費については受講生の負担とし、その都度徴収する。

(受講生の義務)

第8 創生塾の受講生は、受講する正規の授業を妨害してはならない。

2 創生塾の受講生は、受講にあたり農大校が行う教育及び研究に支障を生じさせないよう努めるとともに、農大校教員の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第9 創生塾の受講生が、第8の義務に違反し農大校の秩序を乱し、又は受講生としてふさわしくない言動等があった場合、受講を停止する。

(損害賠償)

第10 創生塾の受講生が、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(創生塾の実施の企画等)

第11 創生塾の実施の企画等は、農大校運営委員会の議を経て校長が行う。

(事務)

第12 創生塾に係る事務は、教務学生課において処理する。

(その他)

第13 この要項に定めるもののほか、創生塾の実施に関し必要な事項は農大校運営委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和3年11月18日から実施する。